

地籍調査 Q & A (その他)

❖成果の閲覧ではどのようなことをするのですか

測量後、地権者のみなさんに地籍図・筆界点番号図及び地籍簿にて、杭の番号と位置、隣接との境界・地番・地目に間違いがないかを確認していただきます。その際に、署名と押印をいただきますので、印鑑（認印）をご持参ください。

❖成果の閲覧に行かないとどうなりますか

法律に定められた20日間の閲覧期間を過ぎると、修正の申出は受けられなくなってしまいます。市役所その他、地元の公会所等でも行いますので、ぜひ期間内に閲覧をお願いします。

❖確認された土地の情報や図面はもらえますか

四日市市情報公開条例に基づき、市政情報センターにて行政情報開示請求を行っていただくと閲覧できます。また、枚数に応じたコピー料金をお支払いいただくとコピーを入手することもできます。

❖土地を売る予定をしていますが、売買に影響はありますか

地籍調査中であっても、売買、相続等による所有権移転登記は問題ありませんが、分筆等については、法務局から地籍調査との整合証明が求められますのでご承知おきください。

❖調査の結果、構造物が道路にはみ出ていることがわかった場合どうなりますか

地籍調査は、あくまでも境界を確認するものですので、すぐに市から工事等を求めるものではありません。ただし、道路等の改修工事を行うことになった際には、今回確認いただいた境界に沿って施工することとなります。

❖調査の結果面積が減った場合、既に納めた固定資産税は返還してもらえますか

登記事項が変更されるまでは従前の登記が有効となりますので、さかのぼって固定資産税が還付されることはありません。逆に面積が大きくなった場合でも、固定資産税が追加徴収されることはありません。

❖地籍調査で打たれた境界杭は除草に邪魔なので抜いてもよいですか

原則として一度打った杭の復元はしませんので、絶対に抜かないでください。万一、誤って抜いてしまった場合は、市で座標や図面を提供しますので、測量士に依頼して自己負担（20～30万円が相場といわれています）にて復元してください。